

第 34 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 4月27日(木) 15時30分～16時13分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第8 議案第5号 現況証明願いの件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	4番	道下 勇治	5番	坂下 義晴
6番	早苗 裕典	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲	9番	平林 浩哉
10番	谷口 栄治	11番	廣江 英幸	12番	後藤 和則	13番	西川 幹生
14番	相澤 研二	15番	浅井 隆久	16番	森本 敏彦	17番	浅野 博文

●欠席委員

3番 小寺 典子

●委員会に参加した者

事務局長	藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長	土田 雅敏
農地振興係主事	佐伯 雛		

●議事録署名委員

6番 早苗 裕典 7番 森田 文秀

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、6番 早苗委員、7番 森田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農業委員会事務局職員発令の件を議題といたします。それでは、報告第1号について事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農業委員会事務局職員人事発令の件。令和5年4月1日付けで、次のとおり発令したので報告する。

【議案朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告についてですが、4月1日付けの人事異動に伴い異動のあった職員について、私の方から辞令書を交付しておりますので、併せて報告します。以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番、番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、平林あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を4月19日に当会議室で開催しました。あっせん委員に、小寺委員、横溝委員、後藤委員、西川委員、そして私平林、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。

当日は、午後13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後3時からあっせん委員会を開催しました。

それでは結果について報告します。

番号1番、番号2番について、双方合意となり、あっせんが成立しましたので報告します。あっせん内容の詳細については、資料で確認ください。

○議長（島部会長） ただ今、平林あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番(谷口会長) 10番谷口です。貸人はこれまで申請地を同じ地域の方に賃貸借していましたが、賃貸借を終了することとなり、今回、地域の中でも比較的規模が小さく、これまでも農作業等で支援を受けていた借人に賃貸借するための申請です。貸人は残りの農地で営農を継続することから、輪作も考慮し1年間の賃貸借となりました。特に問題のない案件と考えられます。

○議長(島部会長) ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番(敬松委員) 2番敬松。申請地は元の芽室農協北伏古店から南方、譲渡人の住宅の近くにあり、譲渡人の子(孫)である譲受人は、その夫(父)を経営主として営農しており、5

年ほど前より申請地を賃貸借し耕作してきましたが、譲渡人は、かねてより譲受人に贈与することを計画していました。譲受人はそれぞれ35年、12年にわたり堅実な家族経営の一員として農業に従事しておりました。親から子（孫）への贈与であり、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。はじめに番号1番についてであります。坂下委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、坂下委員は議事参与が制限されることとなります。坂下委員には、議事終了まで退室をお願いします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

（15時51分 休憩）

（15時51分 再開）

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります森本委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。先日現地を確認し貸人から聞き取りを行いました。申請地は上美生に向かう道路の美生10号より西側、貸人の住宅のすぐ西側の農地となります。申請地周辺では、石の多い農地であり、砂利を採取するだけでなく、途中に段差があった農地をひと続きの農地として耕作できるよう起伏の調整をしております。今回の申請内容も同様であります。今回の事業により生産性の良い優良農地とするとのことです。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

（15時54分 休憩）

（15時55分 再開）

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります浅野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（浅野委員） 17番浅野です。先日現地調査を行いました。申請地は、市街地から西に約5キロメートル、東報徳農事組合にあります。数年前に購入した農地を含め不整形な畑となっており、今回土砂を採取しつくりやすい農地とするものです。周辺は全て貸人の土地であり、特別問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号3番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題と

いたします。

○議長（島部会長） それでは、整理番号1番から整理番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、審議を求める。

【整理番号1番から整理番号6番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。整理番号1番から整理番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに、整理番号1番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号2番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号3番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号5番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号6番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番 から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番から番号4番朗読】

○議長（島部会長） 次に、後藤現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○12番（後藤委員） 12番後藤。4月17日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 島部会長、敬松代理、浅井委員、と私後藤、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。役場会議室で、事務局より願出の概要、担当委員から補足説明があった後、現地地調査を行いました。

現地調査の結果、番号1番については「農地」、番号2番、番号3番、番号4番とも「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第34回総会を閉会いたします。

（16時13分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 4月27日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員